

防火基準の適合表示に関する要領

第1 目的

この要領は、防火基準の適合表示に関する事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 表示の対象とする防火対象物

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）の対象とする防火対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

第3 表示マークの交付申請

- 1 消防署長（以下「署長」という。）は、ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）が表示マークを掲出及び使用しようとするときは、関係者に対して、表示マーク交付（継続）申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）により申請させるものとする。
- 2 署長は、交付申請書の提出があったときは、記入事項に不備が認められる場合又は添付図書に不備がある場合を除き、收受印（京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年京都中部広域消防組合訓令第2号。以下「規程」という。）第9号様式。以下同じ。）を押印し、表示マーク交付申請処理簿（第2号様式。以下「交付申請処理簿」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該処理の経過についても交付申請処理簿に記録しておくものとする。
- 3 署長は、交付申請書の提出が2通あったときは、收受印を押印し、当該申請書の1通を副本として、関係者に返付するものとする。

第4 表示基準

- 1 表示にあたっての点検項目は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 2 表示にあたっての判定基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

第5 審査

- 1 表示基準は、法に定める防火対象物（防災管理）点検結果報告、消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告、製造所等定期点検記録、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）に定める定期調査報告等の書類その他署長が必要と認める書類により確認し、表示基準の適合状況を判定するものとする。

- 2 前項において、表示基準の適合状況を判定することが困難な場合は、消防署において既に把握しているその他の情報を活用又は建築主事等に意見を求めるほか、必要に応じて現地確認を実施するものとする。
- 3 審査を行う者（以下「審査担当者」という。）は、表示基準適合審査結果報告書（第3号様式）に審査結果を記入するものとする。

第6 表示マークの交付等

- 1 署長は、関係者から交付申請書を収受したときにおいて、表示基準に基づく審査により当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合（2に規定する場合を除く。）は、関係者に対して、表示基準適合通知書（第4号様式。以下「適合通知書」という。）により通知するとともに、別表第3に掲げる表示マーク（銀）を交付するものとする。ただし、表示マーク（銀）を継続する場合は、適合通知書による通知のみを行うものとする。
- 2 署長は、関係者からの交付申請書を収受したときにおいて、当該申請に係る防火対象物が次に掲げる事項に該当すると認められる場合は、関係者に対して、適合通知書により通知するとともに、別表第3に掲げる表示マーク（金）を交付するものとする。ただし、表示マーク（金）を継続する場合は、適合通知書による通知のみを行うものとする。
 - (1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認める場合
 - (2) 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に表示マーク（金）の交付（更新）が申請され、表示基準に適合していると認める場合
- 3 署長は、表示マークを交付するときは、関係者に対して、表示マークの交付に伴う遵守事項を遵守するよう指導するとともに、ホームページ等に使用できる表示マークの使用方法を指導するものとする。
- 4 署長は、表示マークを交付したときは、関係者に対して、表示マーク受領書（第5号様式）を提出させるものとする。
- 5 署長は、関係者から交付申請書を収受したときにおいて、表示基準に基づく審査により当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、関係者に対して、表示基準不適合通知書（第6号様式。以下「不適合通知書」という。）により通知するものとする。

第7 表示マークの有効期間

表示マークの有効期間は、最初に表示マークを交付した日から起算して、次のとおりとする。ただし、表示マークを更新する場合の有効期間は、更新前の表示マークの有効期間の終了後を起点とする。

- (1) 表示マーク（銀） 1年間
- (2) 表示マーク（金） 3年間

第8 表示マークの返還

- 1 署長は、表示マークの有効期間が満了し、関係者が表示マークの交付（更新）を申請しない場合は、表示マークを返還させるものとする。
- 2 署長は、表示マークの有効期間中であっても次のいずれかに該当する場合は、関係者に表示マークを返還させるものとする。
 - (1) 表示マークが交付されている防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかになった場合
 - (2) 表示マークが交付されている防火対象物において、火災が発生し、表示基準への適合性を調査した結果、不適合であることが確認された場合
 - (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- 3 署長は、表示マークを返還させるときは、関係者に対して、表示マーク返還請求書（第7号様式。以下「返還請求書」という。）により通知するとともに、表示マークの返還及びホームページ等での表示マークの使用の中止を求めるものとする。

第9 表示マークの再交付等

署長は、表示マークを返還させた防火対象物の関係者から表示マークの交付について、再申請があったときは、表示基準に基づく再審査により当該防火対象物が表示基準に適合していると認める場合は、当該関係者に対して、適合通知書により通知するとともに、返還前の表示マークの種別にかかわらず、表示マーク（銀）を交付するものとする。ただし、表示基準に基づく再審査により当該防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、関係者に対して、不適合通知書により通知するものとする。

第10 表示制度対象外施設の通知

- 1 署長は、表示の対象とする防火対象物以外のホテル・旅館等で、次のいずれかに該当するもの（以下「対象外施設」という。）の関係者（以下「対象外施設関係者」という。）から対象外施設であることの通知を求められたときは、表示制度対象外施設申請書（第8号様式。以下「対象外施設申請書」という。）により申請させるものとする。
 - (1) 法第8条の適用がないもの
 - (2) 防火対象物の地階を除く階数が2以下のもの
- 2 署長は、対象外施設申請書の提出があったときは、記入事項に不備が認められる場合又は添付図書に不備がある場合を除き、收受印を押印し、表示制度対象外施設申請処理簿（第9号様式。以下「対象外施設申請処理簿」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該処理の経過についても対象外施設申請処理簿に記録しておくものとする。
- 3 署長は、対象外施設申請書の提出が2通あったときは、收受印を押印し、当該申請書の1通を副本として、対象外施設関係者に返付するものとする。

第11 表示制度対象外施設通知書の交付

- 1 署長は、対象外施設関係者から対象外施設申請書を収受したときにおいて、表示基準に基づく審査により当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合は、対象外施設関係者に対して、表示制度対象外施設通知書（第10号様式。以下「対象外施設通知書」という。）により通知するものとする。
- 2 署長は、対象外施設関係者から対象外施設申請書を収受したときにおいて、当該申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、対象外施設関係者に対して、表示基準に適合するよう指導するものとする。

第12 進行管理等

- 1 署長は、交付申請処理簿により事務処理の進行を管理するものとする。
- 2 署長は、表示マークの交付の申請又は対象外施設の通知の申請があった防火対象物の査察簿に次に掲げる書類の写しを編冊し、保存するものとする。
 - (1) 適合通知書
 - (2) 不適合通知書
 - (3) 返還請求書
 - (4) 対象外施設通知書

附 則（平成26年3月20日付け25消第503号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、表示マークの掲出及び使用は、平成26年8月1日に開始する。

附 則（令和3年1月25日付け2消第438号）

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

点 検 項 目

点 検 項 目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等又は 特殊消防用設備等	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告
危険物製造所等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等
	避難施設等

別表第2（第4関係）

判定基準

1 防火管理等

判定項目	判定基準
防火対象物の点検及び報告	法第8条の2の2第1項の規定により防火対象物の点検及び報告がされていること。又は、法第8条の2の3第1項の規定により防火対象物の点検及び報告の特例の認定がされていること。
防火管理者等の届出	消防法施行規則（昭和36年自治省例第6号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第3条の2第1項の規定により防火管理者の選任（解任）の届出、防火管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。
自衛消防組織の届出	令第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、法第8条の2の5第2項の規定により自衛消防組織の設置（変更）の届出がされていること。
防火管理に係る消防計画	<p>防火管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 (2) 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項 (3) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項 (4) 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 (5) 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項 (6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 (7) 防火管理上必要な教育に関する事項 (8) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項 (9) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項 (10) 防火管理について消防機関との連絡に関する事項 (11) 増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者若しくはその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項 (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項 (13) 令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。(14)において同じ。）にあっては、次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項 イ 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項 ウ その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項 (14) 令第4条の2の5第2項の規定により令第4条の2の4に規定する防火対象物の管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> ア 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項 イ 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項 ウ 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項 エ その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項 (15) 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあっては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項 (16) 防火対象物の管理について権原が分かれている防火対象物にあっては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項 (17) 消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

統括防火管理者等の届出	規則第4条第1項及び規則第4条の2第1項の規定により統括防火管理者の選任(解任)の届出及び防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。
防火・避難施設等	法第8条の2の4の規定により廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について、避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸について、その閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理されていること。
防災対象物品の使用	法第8条の3第1項の規定により防災対象物品が使用されていること。また、当該防災対象物品に法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従って表示が附されていること。
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出	法第9条の3の規定により液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合(法第9条の3第1項ただし書きに規定する場合を除く。)には、その旨の届出がされていること。
火気使用設備・器具	法第9条の規定に基づき、京都中部広域消防組合火災予防条例(昭和57年京都中部広域消防組合条例第28号。以下「条例」という。)で定められた火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火気の使用に関する制限等の基準に適合していること。
少量危険物・指定可燃物	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法第9条の4の規定に基づき、条例で定められた規定により法第9条の4に規定する指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)及び指定可燃物が貯蔵し、取り扱われていること。 (2) 条例で定められた規定により少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備が設置並びに管理されていること。 (3) 条例で定められた規定により火災の危険要因を把握するとともに、保安に関する計画が作成され、火災予防上有効な措置が講じられていること。 (4) (2)の規定にかかわらず、基準の特例が適用されている少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所にあつては、引き続き、基準の特例の適用を認めた状況で設置並びに管理されていること。
その他	その他法又は法に基づく命令に規定する事項に関し京都中部広域消防組合管理者が定める基準を満たしていること。

2 防災管理等

判定項目	判定基準
防災管理対象物の点検及び報告	法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定により建築物その他の工作物の点検及び報告がされていること。又は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項の規定により建築物その他の工作物の点検及び報告の特例の認定がされていること。
防災管理者等の届出	規則第51条の8第1項及び規則第51条の9の規定により防災管理者の選任(解任)の届出及び防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出がされていること。
	<p>防災管理に係る消防計画に基づき、次に掲げる事項が適切に行われていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項 (2) 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項 (3) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項 (4) 防災管理上必要な教育に関する事項 (5) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項 (6) 防災管理について関係機関との連絡に関する事項 (7) (5)に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項 (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項 (9) 令第45条第1号に規定する災害(以下「地震」という。)による被害の軽減に関する事項として、次に掲げる事項

防災管理に係る消防計画	<p>ア 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定並びに当該想定される被害に対する対策に関する事項</p> <p>イ 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>ウ 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>エ 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項</p> <p>オ 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事項</p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>(10) 令第45条第2号に規定する災害による被害の軽減に関する事項として、次に掲げる事項</p> <p>ア 令第45条第2号に規定する災害の発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項</p> <p>イ アに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第45条第2号に規定する災害による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>(11) 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>(12) 建築物その他の工作物の管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>(13) 避難訓練の実施回数に関する事項（当該訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）</p>
統括防災管理者等の届出	<p>規則第51条の11の2及び規則第51条の11の3の規定により統括防災管理者の選任（解任）の届出及び建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の作成（変更）の届出がされていること。</p>

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等

判定項目	判定基準
	<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等が次に掲げるところにより法第17条、法第17条の2の5及び法第17条の3の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定に従って設置及び維持されていること。</p> <p>(1) 令第10条第1項及び第3項の規定により消火器又は簡易消火用具が設置されていること。</p> <p>(2) 令第11条第1項、第2項及び第4項の規定により屋内消火栓設備が設置されていること。</p> <p>(3) 令第12条第1項、第3項及び第4項の規定によりスプリンクラー設備が設置されていること。</p> <p>(4) 令第13条の規定により水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。</p> <p>(5) 令第19条第1項、第2項及び第4項の規定により屋外消火栓設備が設置されていること。</p> <p>(6) 令第20条第1項、第2項及び第5項の規定により動力消防ポンプ設備が設置されていること。</p> <p>(7) 令第21条第1項及び第3項の規定により自動火災報知設備が設置されていること。</p> <p>(8) 令第21条の2第1項の規定によりガス漏れ火災警報設備が設置されていること。</p> <p>(9) 令第22条第1項の規定により漏電火災警報器が設置されていること。</p> <p>(10) 令第23条第1項及び第3項の規定により消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていること。</p> <p>(11) 令第24条第1項から第3項まで及び第5項の規定により非常警報器具又は非常警報設備が設置されていること。</p>

<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持等</p>	<p>(12) 令第25条第1項及び第2項第1号の規定により避難器具が設置されていること。</p> <p>(13) 令第26条第1項及び第3項の規定により誘導灯及び誘導標識が設置されていること。</p> <p>(14) 令第27条第1項及び第2項の規定により消防用水が設置されていること。</p> <p>(15) 令第28条第1項及び第3項の規定により排煙設備が設置されていること。</p> <p>(16) 令第28条の2第1項、第3項及び第4項の規定により連結散水設備が設置されていること。</p> <p>(17) 令第29条第1項の規定により連結送水管が設置されていること。</p> <p>(18) 令第29条の2第1項の規定により非常コンセント設備が設置されていること。</p> <p>(19) 令第29条の3第1項の規定により無線通信補助設備が設置されていること。</p> <p>(20) (1)から(19)までの規定にかかわらず、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めた状況で設置されていること。</p> <p>(21) (1)から(20)までの規定にかかわらず、現に令第32条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置されていること。</p> <p>(22) (1)から(21)までの規定にかかわらず、法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>(23) (1)から(22)までの規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定により設置されていること。</p> <p>(24) (23)に掲げるもののほか、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定により設置されていること。</p> <p>(25) 法第17条の3の2の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出がされており、消防機関の検査を受けていること。</p>
<p>消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告</p>	<p>法第17条の3の3の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告がされていること。</p>

4 危険物製造所等

<p>判定項目</p>	<p>判定基準</p>
<p>危険物の貯蔵又は取扱い並びに製造所等の設置及び維持等</p>	<p>次に掲げるところにより危険物が貯蔵され、又は取り扱われるとともに、製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）が設置及び維持、管理等されていること。</p> <p>(1) 法第10条第3項の規定により危険物が貯蔵され、又は取り扱われていること。</p> <p>(2) 法第10条第4項の規定により製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するように設置されていること。</p> <p>(3) 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けていること。</p> <p>(4) 法第11条第5項の規定により製造所等の設置又は変更の完成検査を受けていること。</p> <p>(5) 法第11条第6項の規定により製造所等の譲渡又は引渡の届出がされていること。</p> <p>(6) 法第11条の4第1項の規定により貯蔵又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出がされていること。</p> <p>(7) 法第12条の規定により製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するように維持されていること。</p> <p>(8) 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任（解任）の届出がされていること。</p> <p>(9) 法第13条第3項の規定により危険物取扱者以外の者による危険物の取扱いが行われていないこと（甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者の立会いのある場合を除く。）。</p>

	<p>(10) 法第13条の23の規定により危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が保安講習を受講していること。</p> <p>(11) 法第14条の2第1項及び第4項の規定により予防規程の認可を受け、当該予防規程に定められた事項が適切に守られていること。</p> <p>(12) 法第14条の3の2の規定により定期点検が行われ、その記録が作成され、及び保存されていること。</p> <p>(13) (2)の規定にかかわらず、現に危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第23条の規定が適用されている製造所等にあつては、引き続き、同条の規定の適用を認めた状況で設置及び維持されていること。</p>
--	--

5 建築構造等

判定項目	判定基準
定期調査の報告	建基法第12条の規定により定期調査の報告がされていること。
建築構造等	<p>次に掲げる事項が現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものを除く。)していること。</p> <p>(1) 主要構造部の構造不適がないこと。(建基法第21条、第27条及び第35条)</p> <p>(2) 堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと。(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)第112条第9項、第10項、第11項及び第14項(避難経路にあたらぬ昇降機の昇降路は、昭和56年建設省告示第1111号に示す仕様に適合していること。))</p> <p>(3) 必要な数の直通階段、避難階段及び特別避難階段が設置され、その構造が適正であること。(建基令第120条、第121条、第121条の2、第122条及び第123条)</p>
避難施設等	<p>次に掲げる事項が現行の建築基準法令に適合(既存不適格として扱っているものを含む。)していること。</p> <p>(1) 屋根 建基法第22条及び第63条関係</p> <p>(2) 外壁 建基法第23条から第25条まで及び第64条関係</p> <p>(3) 非常用エレベーター(建基令第129条の13の3) 建基法第34条第2項関係</p> <p>(4) 排煙設備(建基令第126条の2及び第126条の3) 建基法第35条関係</p> <p>(5) 防煙壁(建基令第126条の3) 建基法第35条関係</p> <p>(6) 非常用の照明装置(建基令第126条の4及び第126条の5) 建基法第35条関係</p> <p>(7) 非常用の進入口等(建基令第126条の6及び第126条の7) 建基法第35条関係</p> <p>(8) 壁(建基令第107条、第107条の2、第108条の3、第112条、第114条、第115条の2の2、第128条の3の2、第128条の4及び第129条の2の5) 建基法第35条の2関係</p> <p>(9) 天井(建基令第112条及び第128条の3の2から第129条まで) 建基法第35条の2関係</p> <p>(10) 床(建基令第112条、第115条の2の2及び第129条の2の5) 建基法第36条関係</p> <p>(11) 特定防火設備及び防火設備(建基令第112条((2)に掲げるものを除く。)、第115条の2の2及び第129条の2の5) 建基法第36条関係</p> <p>(12) 避難施設(出入口(建基令第118条、第124条、第125条及び第125条の2)、廊下(建基令第119条)、通路(建基令第120条及び第121条)、避難上有効なバルコニー(建基令第121条)、屋上広場(建基令第126条) 建基法第36条関係</p> <p>(13) 敷地内の通路(建基令第127条、第128条及び第128条の2) 建基法第36条関係</p>

別表第3（第6関係）



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。

別記第1号様式（第3関係）

表示マーク交付（更新）申請書

（あて先） 京都中部広域消防組合 消 防 署 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

防火基準の適合表示に関する要領に基づき、表示マーク <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 銀 の交付（更新）を受けたいので、次のとおり申請します。			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	※ 令別表第1（ ）項	
	収容人員	人	管理権原 <input type="checkbox"/> 単一権原 <input type="checkbox"/> 複数権原
	構造・規模	造 地上 階 地下 階	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物点検結果報告特例決定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録表（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> その他消防署長が必要と認める書類（ ）		
特記事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

第2号様式（第3関係）

表示マーク交付申請処理簿

受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		決定区分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
交付年月日及び番号	年月日・第号		交付区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	
請求年月日及び番号	年月日・第号		返還年月日	年月日	
受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		決定区分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
交付年月日及び番号	年月日・第号		交付区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	
請求年月日及び番号	年月日・第号		返還年月日	年月日	
受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		決定区分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
交付年月日及び番号	年月日・第号		交付区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	
請求年月日及び番号	年月日・第号		返還年月日	年月日	
受付番号	申請者	住所			
第号		氏名			
年月日受付	防火対象物	所在地			
年月日返付		名称			
通知年月日及び番号	年月日・第号		決定区分	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	
交付年月日及び番号	年月日・第号		交付区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新	
請求年月日及び番号	年月日・第号		返還年月日	年月日	

備考 該当する□には、レ印を記入すること。

第3号様式（第5関係）

表示基準適合審査結果報告書

防火対象物	名称			用途	()項
	所在地				
申請者	住所				
	氏名				
申請受付年月日	年 月 日	表示基準適合 判定結果	適合・不適合		

判定項目等	書類審査	現地確認		判定結果
		書類	現地	
実施日 (審査担当者氏名)	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()	年 月 日 ()
命令の有無	有・無 命令 年 月 日 警告 年 月 日		有・無	適・否
命令事由の有無	有・無		有・無	適・否

1 防火管理等

判定項目等	書類審査	現地確認		判定結果
		書類	現地	
防火対象物点検報告の点検及び報告の実施	点検 年 月 日 報告 年 月 日	副本編冊 有・無		適・否
防火対象物点検報告の特例認定の有無	有・無			適・否
防火対象物点検報告の点検の結果の状況	報告 年 月 日			適・否
防火管理者選任の状況	有・無 届出 年 月 日	副本編冊 有・無		適・否
消防計画作成（変更）の状況	有・無 届出 年 月 日	副本編冊 有・無		適・否
自衛消防組織設置（変更）の状況	有・無 届出 年 月 日	副本編冊 有・無		適・否
防火管理業務の一部委託の状況	内容 有・無		適・否	適・否
管理権原を有する範囲の状況	内容 有・無		適・否	適・否

防火管理に係る消防計画の実施	自衛消防組織の編成等の状況				
	自主検査の実施等の状況				
	避難施設の点検及び維持管理等の状況				
	防火上の構造の点検・維持管理の状況				
	収容人員の管理の状況	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
	防火管理上必要な教育の実施の状況				
	消火、通報及び避難誘導の状況				
	消防機関との連絡の状況				
	工事中の火気又は取扱いの監督の状況				
	防火管理に関し必要な事項の状況				
	令第4条の2の4に規定する防火対象物の自衛消防組織の業務の実施の状況	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
	令第4条の2の4に規定する防火対象物の共同自衛消防組織の決定の状況	内容 適 ・ 否			適 ・ 否
	訓練の実施の状況	実施 年 月 日 年 月 日	記録 有 ・ 無		適 ・ 否
	訓練の事前通報の状況	有 ・ 無			適 ・ 否
	統括防火管理者選任の状況	有 ・ 無 届出 年 月 日			適 ・ 否
	防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画作成（変更）の状況	有 ・ 無 届出 年 月 日			適 ・ 否
	避難上必要な施設又は防火上の構造の管理の状況			適 ・ 否	適 ・ 否
	防災対象物品の表示の状況			適 ・ 否	適 ・ 否
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の状況	有 ・ 無 届出 年 月 日	副本編冊 有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否
	火を使用する設備の状況	有 ・ 無 届出 年 月 日	副本編冊 有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否
	火を使用する器具の状況	有 ・ 無 届出 年 月 日	副本編冊 有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否
	火の使用に関する制限等の状況	有 ・ 無 届出 年 月 日	副本編冊 有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否
	指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの状況	有 ・ 無 届出 年 月 日	副本編冊 有 ・ 無	適 ・ 否	適 ・ 否
備	考				

2 防災管理等

判定項目等	書類審査	現地確認		判定結果	
		書類	現地		
防災管理点検報告の点検及び報告の実施	点検 年月日 報告 年月日	副本編冊 有・無		適・否	
防災管理点検報告の特例認定の有無	有・無			適・否	
防災管理点検報告の点検の結果の状況	報告 年月日			適・否	
防災管理者選任の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否	
防災管理に係る消防計画作成（変更）の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否	
自衛消防組織設置（変更）の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否	
防災管理業務の一部委託の状況	内容 有・無		適・否	適・否	
管理権原を有する範囲の状況	内容 有・無		適・否	適・否	
防災管理に係る消防計画の実施	自衛消防組織の編成等の状況				
	避難施設の点検及び維持管理等の状況				
	収容人員の管理の状況				
	防災管理上必要な教育の実施の状況				
	消防計画の内容の検証等の状況	適・否	適・否	適・否	適・否
	関係機関との連絡の状況				
	防災管理に関し必要な事項の状況				
	地震による被害の軽減措置の状況				
	その他災害による被害の軽減措置の状況				
令第4条の2の4に規定する防火対象物の自衛消防組織の業務の実施の状況	適・否	適・否	適・否	適・否	
令第4条の2の4に規定する防火対象物の共同自衛消防組織の決定の状況	内容 適・否			適・否	
訓練の実施の状況	実施 年月日 年月日	記録 有・無		適・否	
訓練の事前通報の状況	有・無			適・否	
統括防災管理者選任の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否	
建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画作成（変更）の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否	
備考					

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等

判定項目等	書類審査	現地確認		判定結果
		書類	現地	
消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置及び維持の状況	適・否 前査察 年月日		適・否	適・否
	設置届・検査済証 有・無	設置届・検査済証 有・無		適・否
消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検及び報告の状況	適・否 報告 年月日 年月日	副本編冊 有・無 点検 年月日 点検 年月日		適・否
備考				

4 危険物製造所等

判定項目等	書類審査	現地確認		判定結果
		書類	現地	
危険物の貯蔵、取扱いの状況	適・否 前査察 年月日		適・否	適・否
位置、構造及び設備の設置並びに維持の状況	適・否 前査察 年月日		適・否	適・否
設置又は変更の許可並びに完成検査の状況	許可書・検査済証 有・無	許可書・検査済証 有・無		適・否
譲渡又は引渡の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否
品名、数量又は指定数量の倍数変更の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否
危険物保安監督者選任の状況	有・無 届出 年月日	副本編冊 有・無		適・否
危険物保安講習の受講の状況	適・否 受講 年月日		適・否	適・否
予防規程の認可並びに予防規程の遵守の状況	認可書 有・無	認可書 有・無	適・否	適・否
定期点検の記録及び保存の状況	適・否	点検 年月日 点検 年月日		適・否
備考				

4 建築構造等

判定項目等		書類審査	現地確認		判定結果
			書類	現地	
定期調査の報告の状況		適・否 報告 年月日	点検 年月日 点検 年月日		適・否
建築構造等	主要構造部の状況	適・否			適・否
	堅穴区画等の状況	適・否			適・否
	直通階段等の状況	適・否			適・否
避難施設等	屋根の状況	適・否			適・否
	外壁の状況	適・否			適・否
	非常用エレベーターの状況	適・否			適・否
	排煙設備の状況	適・否			適・否
	防煙壁の状況	適・否			適・否
	非常用の照明装置の状況	適・否			適・否
	非常用の進入口等の状況	適・否			適・否
	壁の状況	適・否			適・否
	天井の状況	適・否			適・否
	床の状況	適・否			適・否
	特定防火設備等の状況	適・否			適・否
	避難施設の状況	適・否			適・否
敷地内の通路の状況	適・否			適・否	
備考					

備考

- 1 検査員等氏名の欄は、検査等を行った職員のうち、上席者の氏名を記入すること。
- 2 該当する項目の事項に○印を付し、該当年月日等を記入すること。
- 3 否として判定される場合は、その内容を余白又は備考欄に記入すること。
- 4 各葉のうち、審査の対象とならないものは、添付する必要がないこと。
- 5 該当しない項目は、斜め線で消去すること。

第4号様式（第6関係）

表示基準適合通知書

第 年 月 日 号 日			
様 京都中部広域消防組合 消防署長 印			
年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準の適合表示に関する要領による審査の結果、当該要領に定める表示基準に適合しているため、表示マーク <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 銀 を交付（更新）します。			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途		
交 付 年 月 日	年 月 日	交 付 番 号	第 号
表 示 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
特 記 事 項			

備考 該当する□には、レ印が記入してあります。

第5号様式（第6関係）

表示マーク受領書

(あて先) 京都中部広域消防組合 消防署長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

次の防火対象物について、表示マーク <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 銀 を受領しましたので、今後は、 表示マークの交付に伴う遵守事項を遵守します。			
防火対象物	所在地		
	名称		
	用途	※ 令別表第1（ ）項	
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
表示マークの交付に伴う遵守事項	1 表示マークは、見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合は、ホームページ等へ掲載すること。 なお、ホームページ等への掲載に際しては、配付された表示マークの電子データを必ず使用すること。 2 表示マークは、貸与するものであることから、破損等のないよう取扱いに注意すること。 3 表示有効期間中であっても次のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用を中止すること。 (1) 防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合 (2) 防火対象物において、火災が発生し、表示基準への適合性を調査した結果、不適合であることが確認された場合 (3) ホームページ等への表示マークの使用に際して、配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合		

備考

- 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

第6号様式（第6関係）

表示基準不適合通知書

第 年 月 日	
様	
京都中部広域消防組合 消防署長	
印	
年 月 日付で申請のあった次の防火対象物については、防火基準の適合表示に関する要領による審査の結果、当該要領に定める基準に不適合であったので、通知します。	
防火対象物	所在地
	名 称
	用 途
不 適 合 理 由	
特 記 事 項	

第7号様式（第8関係）

表示マーク返還請求書

第 年 月 日 号			
様			
京都中部広域消防組合 消防署長			
印			
年 月 日付で申請のあった次の防火対象物については、防火基準の適合表示に関する要領に定める表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不相当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用を中止するよう請求します。			
防火対象物	所在地		
	名 称		
	用 途	令別表第1（ ）項	
交 付 年 月 日	年 月 日	交 付 番 号	第 号
返 還 事 由	<input type="checkbox"/> 防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなったもの <input type="checkbox"/> 防火対象物において、火災が発生し、表示基準への適合性を調査した結果、不適合であることが確認されたもの <input type="checkbox"/> ホームページ等への表示マークの使用に際して、配付された表示マークの電子データを無断で転用したもの		

備考 該当する□には、レ印が記入してあります。

第8号様式（第10関係）

表示制度対象外施設申請書

(あて先) 京都中部広域消防組合 消防署長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

防火基準の適合表示に関する要領に基づき、表示制度対象外施設通知書の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

防火対象物	所在地			
	名称			
	用途			※ 令別表第1 () 項
	収容人員	人	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原 <input type="checkbox"/> 複数権原
	構造・規模	造 地上 階 地下 階		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
添付書類	<input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 防火（防災管理）対象物点検結果報告特例決定通知書（写） <input type="checkbox"/> 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写） <input type="checkbox"/> 製造所等定期点検記録表（写） <input type="checkbox"/> 定期調査報告書（写） <input type="checkbox"/> その他消防署長が必要と認める書類 ()			
特記事項				
※ 受付欄			※ 経過欄	

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 該当する□には、レ印を記入してください。
- 防火基準の適合表示に関する要領に定める表示基準に適合していることを証明するために必要と認められる資料を添付してください。

第9号様式（第10関係）

表示制度対象外施設申請処理簿

受付番号	申請者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防火対象物	所在地	
年月日返付		名称	
特記事項	通知年月日及び番号		年 月 日 ・ 第 号
	交付年月日		年 月 日
受付番号	申請者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防火対象物	所在地	
年月日返付		名称	
特記事項	通知年月日及び番号		年 月 日 ・ 第 号
	交付年月日		年 月 日
受付番号	申請者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防火対象物	所在地	
年月日返付		名称	
特記事項	通知年月日及び番号		年 月 日 ・ 第 号
	交付年月日		年 月 日
受付番号	申請者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防火対象物	所在地	
年月日返付		名称	
特記事項	通知年月日及び番号		年 月 日 ・ 第 号
	交付年月日		年 月 日
受付番号	申請者	住所	
第号		氏名	
年月日受付	防火対象物	所在地	
年月日返付		名称	
特記事項	通知年月日及び番号		年 月 日 ・ 第 号
	交付年月日		年 月 日

表示制度対象外施設通知書

		第 年 月 日
様		
京都中部広域消防組合 消防署長		印
年 月 日付けで申請のあった次の防火対象物については、防火基準の適合表示に関する要領に基づく表示制度の対象外施設であることが確認されたので、通知します。		
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	令別表第1（ ）項
	構造・規模	造 地上 階 地下 階 建築面積 m ² 延べ面積 m ²
特記事項		